

市川市次期クリーンセンター整備・運営事業について、総合評価一般競争入札を実施するので、次のとおり公告する。

市川市長 田中 甲

1 事業概要

- 1) 事業名称 市川市次期クリーンセンター整備・運営事業
- 2) 事業場所 千葉県市川市田尻1003番1外
- 3) 事業内容 市川市次期クリーンセンターの施設整備及び施設運営等を行う事業
- 4) 事業期間 令和7年6月（契約締結を予定）から令和32年12月（事業期間終了）まで
うち施設整備期間：令和7年6月から令和12年12月まで
うち施設運営期間：令和13年1月から令和32年12月まで
- 5) 敷地面積 約21,000㎡

2 参加資格要件

入札参加者は、次に掲げる構成等とし、資格要件を全て満たしていること。なお、参加資格確認基準日（以下「基準日」という。）は、入札公告日とする。

1) 入札参加者の構成等

- ① 入札参加者は、次期クリーンセンターの整備及び運営を実施する民間事業者（単独企業又は複数の企業により構成される企業グループ）とすること。なお、構成企業のうち1者が、複数の業務を兼ねて実施すること、業務範囲を明確にした上で各業務を複数の構成企業で分担することは差し支えない。
- ② 入札参加者は、応募にあたり、構成企業を明らかにするとともに、それぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
- ③ 入札参加者は、構成企業の中からプラントの設計及び建設を担当する企業を、入札参加者を代表する構成企業（以下「代表企業」という。）として定めること。なお、当該代表企業が入札手続を実施するとともに、施設整備業務、施設運営業務のそれぞれにおいて、事業期間にわたり適正かつ確実に遂行できるような仕組みを構築する役割及び義務を負うものとする。
- ④ 施設整備業務を行う企業は、単独または民法上の組合契約に基づく共同事業体とする。
- ⑤ 運営事業者を設立する場合の施設運営業務を担当する企業は出資企業でなければならない。
- ⑥ 運営事業者を設立する場合、代表企業は出資企業でなければならない。
- ⑦ 運営事業者を設立しない場合、代表企業は施設運営企業を構成する企業でなければならない。
- ⑧ 運営事業者を設立しない場合の施設運営業務を行う企業は、単独または民法上の組合契約に基づく共同事業体とする。
- ⑨ 代表企業及び構成企業の変更は原則として認めない。
- ⑩ 構成企業が、他の入札参加者における構成企業ではないこと。
- ⑪ 構成企業と、会社法第2条第4号に規定する親会社（以下「親会社」という。）又は同条第3号に規定する子会社（以下「子会社」という。）及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、それぞれ他の入札参加者の構成企業となることはできない。
- ⑫ 同一入札参加者が複数の提案を行うことは認めない。

2) 参加資格要件

(1) 共通の要件

構成企業は、以下の要件を全て満たすこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加できないものとする。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は本事業の落札決定前

6か月以内に手形、小切手を不渡りした者

- イ 会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がされていない者（国土交通省の一般競争参加資格再審査の認定を受けていない者を含む。）
- ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者（国土交通省の一般競争参加資格再審査の認定を受けていない者を含む。）
- エ 本事業の公告の日から落札者決定までの間において、市川市から競争参加資格停止又は競争参加資格除外の措置を受けている者
- オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者
- カ 中小企業等共同組合法（昭和24年法律第181号）第3条各号に規定する中小企業等協同組合に当たるものが入札参加申請をした場合における当該協同組合の理事会の構成員が所属する他の法人又は個人
- キ 入札に参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者
- ク 建設業において、以下に定める届出の義務を履行していない者
 - （ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - （イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - （ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- ケ 本事業に係るアドバイザー業務に関与している者、本事業に係る市川市が設置する市川市次期クリーンセンター整備及び運営事業者選定意見交換会（以下「意見交換会」という）の学識経験者及び品質確保の促進にかかる学識経験者の意見聴取実施要領に基づく学識経験者との間に資本面若しくは人事面において関連がある者は、代表企業、構成企業及び下請企業になることはできない。

なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資総額の100分の50以上の出資をしているものをいい、「人事点において関連がある者」とは当該企業の役員を兼ねている者をいう。

本事業のアドバイザー業務にかかわっている者は以下のとおりである。

株式会社日建設計

- コ 事業概要説明書等の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、意見交換会の学識経験者及び品質確保の促進にかかる学識経験者の意見聴取実施要領に基づく学識経験者と人的関係がある法人・団体に対し、接触等の働きかけを行った者
- サ 市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準（昭和50年12月13日施行）別表第1及び別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実の発生が判明し、当該事実により適正な契約履行の確保が困難となるおそれがあると認められる者
- シ 市川市が発注した建設工事について、公告日前3か月以内に工事完成検査評定通知書により60点未満の通知を受けている者。ただし、当該通知書の交付を受けた日の翌日から起算して14日を経過した日を「通知を受けた日」とする。
- ス 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けていない者及び同法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けておらず、同法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けていない者

(2) 各業務を行う者の要件

① 施設整備業務を実施する企業の要件

施設整備業務は単独又は複数の企業で実施するものとする。施設整備業務を複数の企業で実施する場合は、各企業は分担する業務に関する以下の要件を全て満たすものとする。

ア プラントの設計及び建設を実施する企業の要件

基準日において、以下の要件をすべて満たす者とし、単独企業とする。

(ア)	市川市入札参加業者適格者名簿（建設工事）に登録されている者。
(イ)	本市の清掃施設工事の格付等級がAランクの者。
(ウ)	清掃施設工事における特定建設業の許可を受けている者。
(エ)	公告日より過去15年間に於いて、以下の条件をすべて満たす地方公共団体が発注した一般廃棄物処理施設の設計及び建設を元請として完成した実績（P F I

	事業、DBO事業又はDB方式における構成企業としての実績は対象とする。ただし、プラントの設計及び建設を共同施工方式による共同企業体としての実績は代表構成員に限り、分担施工方式による共同企業体としての実績は出資比率20%以上の者に限る。施設整備業務を共同企業体で実施した実績は、プラントの設計及び建設を実施した主たる企業であるものに限る。)を有する者。なお、以下の条件を満たす一般廃棄物処理施設は、同一施設でなくても構わない。 A. 焼却処理能力が1炉当たり100t/日以上かつ複数炉構成の全連続式ストーカ炉方式で、蒸気タービン式発電設備を有する焼却処理施設。 B. 破碎・選別処理能力が10t/5h以上の高速回転破碎機を有する不燃・粗大ごみ処理施設。 C. 環境省（旧厚生省）の策定した廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設性能指針（平成10年10月28日生活衛生局環境部長通知）に適合する一般廃棄物処理施設。
(オ)	ア 清掃施設工事について、監理技術者を、本工事に専任で配置すること。ただし、建設業法第26条第3項ただし書に規定する監理技術者の職務を補佐する者を本工事に専任で配置する場合は、専任を要しない。 イ 監理技術者の専任配置は、プラント工事着手日の前日から要するものとする。 ウ 監理技術者は、プラントの設計および建設を実施する企業と応募資格審査書類の受付開始日の3か月以上前から直接的な雇用関係にある者とする。
(カ)	次の実績を有する管理技術者及び照査技術者を配置できる者。なお、これらの技術者は、プラントの設計および建設を実施する企業が直接かつ連続して3か月以上雇用している者であること。また、管理技術者は、照査技術者を兼ねることができない。 一般廃棄物処理施設（全連続式ストーカ炉方式で蒸気タービン式発電設備を有する焼却処理施設）の設計業務を担当し、完了した実績を有する者。

イ 建築物の設計を実施する企業の要件

基準日において、以下の要件をすべて満たす者とし、単独企業とする。

(ア)	市川市入札参加業者適格者名簿（測量・コンサルタント）に登録されている者。
(イ)	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者。
(ウ)	公告日より過去15年間に於いて、地方公共団体が発注した一般廃棄物処理施設（蒸気タービン式発電設備を有するごみ焼却処理施設）の建築物に係る設計を担当し、完了した実績を有する者。（PFI事業、DBO事業又はDB方式における構成企業としての実績は対象とする。ただし、建築物の設計を共同施工方式による共同企業体としての実績は代表構成員に限り、施設整備業務を共同企業体で実施した実績は、建築物の設計を実施した主たる企業に限る。）
(エ)	建築士法第4条に規定による一級建築士の登録を受けている者を配置できる者。なお、技術者は建築物の設計を実施する企業が直接かつ連続して3か月以上雇用している者であること。

ウ 建築物の建設を実施する企業の要件

基準日において、以下の要件をすべて満たす者とし、単独企業又は特定建設工事共同企業体（以下「建設JV」という。）とする。

建設JVを組成する場合は、構成員数は2社として、代表構成員の出資比率は、50%を超えていなければならない。他の構成員は、出資比率は30%以上でなければならない。詳細は、「市川市特定建設工事共同企業体発注基準」を参照すること。なお、各構成員は、別に定める特定建設工事共同企業体協定書により、協定を締結しなければならない。

単独企業は、（ア）～（オ）に掲げるすべての参加資格要件を満たす者とする。建設JVで応募する場合は、代表構成員は、以下の要件をすべて満たす者とし、他の構成員は（ア）～（ウ）の

要件を満たすこと。

(ア)	市川市入札参加業者適格者名簿（建設工事）に登録されている者。
(イ)	本市の建築一式工事の格付等級がAランクの者。
(ウ)	建築一式工事における特定建設業の許可を受けている者。
(エ)	公告日より過去15年間に於いて、地方公共団体が発注した一般廃棄物処理施設（蒸気タービン式発電設備を有するごみ焼却処理施設）の建築物に係る建設を担当し、完成した実績（PFI事業、DBO事業又はDB方式における構成企業としての実績は対象とする。ただし、建築物の建設を共同施工方式による共同企業体の場合は代表構成員に限り、分担施工方式による共同企業体としての実績は出資比率20%以上の者に限る。施設整備業務を共同企業体で実施した実績は、建築物の建設を実施した主たる企業に限る。）を有する者。
(オ)	ア 監理技術者を、本工事に専任で配置すること。ただし、建設業法第26条第3項ただし書に規定する監理技術者の職務を補佐する者を本工事に専任で配置する場合は、専任を要しない。 イ 監理技術者の専任配置は、工事着手日の前日から要するものとする。 ウ 監理技術者は、建設企業と応募資格審査書類の受付開始日の3か月以上前から直接的な雇用関係にある者とする。

② 施設運営業務を実施する企業の要件

施設運営企業は、以下の要件を満たすこと。施設運営業務は単独又は複数の企業で実施するものとする。なお、施設運営業務を複数の企業で実施する場合は、同一の業務を複数の企業で実施する場合、少なくとも主たる業務を担う1社が以下の要件を全て満たすものとする。また、施設運営企業は3社以内とする。

ア 運転管理業務を実施する企業の要件

基準日において、以下の要件をすべて満たす者。

(ア)	市川市入札参加業者適格者名簿（委託または建設工事）に登録されている者。
(イ)	公告日より過去15年において、以下の条件を満たす一般廃棄物処理施設における1年以上の運転管理実績を有する者。なお、以下の条件を満たす一般廃棄物処理施設は、同一施設でなくても構わない。（PFI事業、DBO事業における構成企業としての実績および長期包括業務委託は対象とする。） A. 焼却処理能力が1炉当たり100t/日以上かつ複数炉構成の全連続式ストロカ炉方式で、蒸気タービン式発電設備を有する焼却処理施設。 B. 破碎・選別処理能力が10t/5h以上の高速回転破碎機を有する不燃・粗大ごみ処理施設。

イ 維持管理業務を実施する企業の要件

基準日において、以下の要件をすべて満たす者。

(ア)	市川市入札参加業者適格者名簿（委託または建設工事）に登録されている者。
-----	-------------------------------------

3) 入札参加資格の確認

(1) 入札参加資格確認申込み

入札参加希望者は、本件入札に参加することを表明し、入札参加資格を有することを証明するため、次に従い、「市川市次期クリーンセンター整備・運営事業 提出書類の記載要領」（以下「記載要領」という。）に定める参加表明書、入札参加資格確認申請書及びその他入札参加資格確認資料（以下「参加表明書等」という。）を提出し、本件入札に係る入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

①提出書類

提出書類は記載要領に従い作成すること。

②提出期間

令和6年8月2日（金曜日）から9月5日（木曜日）正午までの期間の土曜日、日曜日及び祝祭

日を除く毎日の午前9時から午後5時まで。

③提出場所

9に同じ。

④提出方法

持参により提出すること。なお、持参する日の前日の午後5時までに、9の担当部局に電話にて持参する日時を必ず報告すること。

(2) 入札参加資格の確認

本件入札に係る結果は、令和6年9月11日（水曜日）までに通知する。

なお、入札参加者は、施設整備請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間、入札参加資格を有していなければならない。施設整備請負契約の承認に係る議会の議決日までの間、入札参加資格を満たさなくなった場合又は落札者の入札が入札の無効に該当することが判明した場合は、落札決定を取り消し、契約を締結しないことができるものとし、市は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

この場合において、市は、本来の落札者となるべき者が特定される場合は、当該落札者となるべき者を落札者とし、契約の相手方とする。

3 入札公告後のスケジュール

入札公告後のスケジュールは次のとおり予定している。ただし、審査の進捗状況等により変更する場合がある。

和暦	月日	項目
令和6年	8月2日	入札公告
	8月2日～同月16日	現地見学会の参加申込期間
	8月2日～同月20日	入札説明書等に関する質問（第1回）の受付期間
	8月23日・同月26日・同月27日	現地見学会
	9月2日	入札説明書等に関する質問（第1回）への回答の公表
	8月2日～9月5日	入札参加資格確認申請受付期間
	9月11日	入札参加資格確認結果の通知
	9月12日～同月18日	入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明の受付期間
	9月12日～同月18日	入札説明書等に関する質問（第2回）の受付期間
	9月12日～同月18日	入札参加者ヒアリングの参加申込期間
	9月27日	入札参加資格がないと認められた者に対する理由の回答
	9月27日	入札説明書等に関する質問（第2回）への回答の公表
	9月27日	入札参加者ヒアリング日時の通知
	10月10日・同月11日	入札参加者ヒアリング
	10月10日～同月22日	入札説明書等に関する質問（第3回）の受付期間
	11月6日	入札説明書等に関する質問（第3回）への回答の公表
	12月9日～同月16日	入札書及び事業者提案書の受付期間
令和7年	1月下旬	提案内容ヒアリング
	2月20日	開札
	2月下旬	落札者の決定及び公表
	3月上旬	基本協定締結
	5月上旬	事業契約締結（仮契約）
	6月下旬	事業契約締結（本契約）
令和12年	12月末日	市川市次期クリーンセンターの引渡し
令和13年	1月1日	市川市次期クリーンセンターの供用開始
令和32年	12月末日	事業終了

4 予定価格等

(1) 予定価格

本件入札の予定価格は、施設整備及び維持管理・運営の合計額に設定する。
予定価格は落札者決定後に公表する。

提案審査の総合評価値を算出する際の入札価格に定量化限度額を設定する。
定量化限度額は落札者決定後に公表する。

(2) 低入札価格調査

本件入札の調査基準価格は、施設整備費及び施設運営費の合計額に設定する。

落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回った場合は、市川市次期クリーンセンター整備・運営事業低入札価格調査実施要綱(以下「低入要綱」という。)に基づく低入札価格調査を実施する。

調査の対象となった者は資料の提出及び事情聴取等調査に協力しなければならない。

なお、低入札価格調査を行った結果、低入要綱の規定により落札者としがない場合がある。

(3) 再度入札

地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、調査基準価格以上で予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。(すべての入札者が調査基準価格に満たない入札をした場合を除く。)

なお、再度入札を行う場合に、調査基準価格に満たない入札者がいるときは、低入札価格調査終了後、その結果を入札参加者に通知したのちに開札するものとする。

5 落札者決定の方法

(1) 落札者決定の方式

市は、価格及びその他の条件が最も有利な提案をした者を決定する総合評価一般競争入札(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第3項及び地方自治法施行令第167条の10の2第1項に定める一般競争入札をいう。以下同じ。)により事業者を決定する。

(2) 落札者の決定方法

①資格審査

資格審査は、入札参加希望者が、本事業の実施に携わる者として適正な資格と必要な能力を備えていることを確認するものであり、入札説明書に定める資格及び実績の有無について確認する。

市は、入札参加希望者が提出した参加表明書等について、資料作成の不備の有無及び入札説明書に示す入札参加資格要件の有無を確認し、資料作成の不備がある者及び入札参加資格が無いと認められる者を欠格とする。

なお、資格審査の結果は、入札書及び事業者提案書を提出できる有資格者を選定するものであり、資格審査の結果は、提案審査に影響を与えるものではない。

資格審査の結果、有資格者である入札参加者は、入札書及び事業者提案書を提出することができる。

②基礎審査及び提案審査

提案審査は、総合評価一般競争入札により落札者を決定するため、入札参加者が提出した事業者提案書の内容を審査するものであり、「市川市次期クリーンセンター整備・運営事業 落札者決定基準」及び当該資料に係る質問回答書(以下「落札者決定基準」という。)に従い、基礎審査及び提案審査を行う。

また、提案審査の過程において事業者提案書を提出した入札参加者を対象としたヒアリングを実施する予定であり、ヒアリングの日時については追って通知する。

ア 基礎審査

市は、入札参加者が提出した基礎審査資料について、資料作成の不備の有無、要求水準書に示された性能要件を満たせるような計画であること、入札説明書に示した契約条件に則った契約形態となっていること、経営管理計画の妥当性について確認し、要求水準書に示された性能要件を満たすことができないと認められる計画を提出した者を失格とする。

イ 提案審査

市は、入札参加者が提出した提案審査資料について、資料作成の不備の有無を確認し、意見交換会及び品質確保の促進にかかる学識経験者の意見聴取実施要領に基づく学識経験者から落札者決定基準に基づいた提案審査資料の内容を評価するための基準等に係る意見聴取を行い、それらの意見を参考として事業者を選定する。

提案審査資料の評価は、落札者決定基準に定める評価項目ごとに評価に応じた点数を付与する。
なお、事業者提案について下記の場合は失格とする。

- ・本事業とは明らかに無関係な内容である場合
- ・明らかに他の入札参加者の事業者提案を入手し、使用している場合
- ・要求水準書に示された性能要件を満たすことができないと認められる場合

③総合評価

ア 価格及び価格以外の要素がもたらす総合評価の方法は、技術評価点を当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

イ 市は、下記(ア)、(イ)に示す要件のいずれにも該当し、審査を通過した入札書及び事業者提案書を提出した入札参加者ごとに、落札者決定基準に従い行った総合評価値が最も高い者を落札者とする。なお、最も高い総合評価値の者が2人以上あるときは、入札価格が低い者を落札者とし、入札価格が同額の場合は、提案の評価項目で「②. 安全性・安定性に優れた施設」の評価が高い者を落札者とし、それでも順位が決定しない場合には、当該者によるくじにより落札者を決定する。

(ア) 入札価格が予定価格を超えていないこと。

(イ) 入札価格が市川市財務規則第98条の2第1項に規定する一般競争入札に係る調査基準価格に満たない場合には、低入要綱第8条に規定する市川市低入札価格調査委員会において落札者とすべきと判定されていること。

ウ ア及びイの定めにかかわらず、落札者となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者としてすることがある。

④入札結果の公表

入札結果は、落札者の決定後、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、9の市川市公式Webサイトに掲載することにより公表する。

6 対価の支払

市は、本事業の実施の対価について、次の(1)及び(2)に掲げる費用を事業者を支払う。

(1) 施設整備費

市は、次期クリーンセンターの整備を実施する施設整備企業に対して本事業における施設整備業務の実施の対価（以下「施設整備費」という。）を支払う。

① 前払金の支払条件

(ア) 予定価格の範囲内であり、低入要綱に基づく調査基準価格以上の価格で契約締結した場合

- ・契約後に所定の手続きの上、各会計年度における出来高予定額の100分の40以内の額を各会計年度にそれぞれ請求できる。ただし、契約年度は100分の40以内であって、2億円を限度とする（契約年度の出来高予定額は5億円を上限とする）。なお、契約年度の翌年度（以下「翌会計年度」という。）以降については、前会計年度末における請負金額相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、達するまでは当該会計年度の前払金を請求することができない。

(イ) 低入要綱に基づく調査基準価格に満たない価格で契約締結した場合

- ・契約後に所定の手続きの上、各会計年度における出来高予定額の100分の20以内の額を各会計年度にそれぞれ請求できる。ただし、契約年度は100分の20以内であって、1億円を限度とする（契約年度の出来高予定額は5億円を上限とする）。なお、翌会計年度以降については、前会計年度末における請負金額相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、達するまでは当該会計年度の前払金を請求することができない。

② 部分払の支払条件

各会計年度に出来形検査を受け、当該会計年度における施設整備費の支払いの限度額の範囲内で、施設整備業務の履行部分並びに事業用地等に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限り。）に相応する施設整備費相当額の100分の90以内の額について請求できる。また、この請求は原則として各会計年度あたり1回を限度とする。なお、契約年度の出来高予定額は5億円を上限とする。

③ その他

本件は、市川市公契約要綱第4条第3項の規定による労働環境の確認及び賃金支払いの確認の適用契約である。なお、事業者は、労働条件審査の受審に当たり、社会保険労務士との間

で、当該労働条件審査の受審に係る契約を締結するものとし、労働条件審査の受審に要する費用は、事業者の負担とする。

(2) 施設運営費

施設運営費は固定費と変動費から構成される。変動費とは施設の運転管理に必要な処理対象物1t当たりの燃料費、薬剤費、光熱水費（基本料金を除く）とし、固定費とはそれら以外の運転管理及び維持管理等に必要な全ての費用とする。

市は、次期クリーンセンターの運営（経営管理を含む。）を実施する施設運営企業又は運営事業者に対して本事業における施設運営業務の実施の対価（以下「施設運営費」という。）を支払う。

支払額は、20年間の合計額を20年で等分した額を支払う。支払回数と支払時期については、原則として四半期ごとの4回とするが、初年度の初回支払時期については施設運営業務開始時期に応じて協議とする。各支払金額は、固定費については各年度の施設運営費を運営月数で除した金額に各支払期の実績月数を乗じた金額とし、変動費については各支払期の処理対象物の実績処理量に変動費単価を乗じた金額とする。なお、実績処理量は運転記録報告書により確定するものとし、この場合において1t未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。支払金額は、業務完了の検査合格後、受託者からの適切な支払い請求を受けた日から30日以内に契約金額の全額を支払う。四半期ごとに支払う施設運営費に1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

なお、収入の区分については、以下のとおりとする。

- ・ 処理手数料は、市の収入とする。
- ・ 売電の売上げは、市の収入とする。
- ・ 有価物の売上げは、市の収入とする。

本件は、市川市公契約要綱第4条第3項の規定による労働環境の確認及び賃金支払いの確認の適用契約である。なお、事業者は、労働条件審査の受審に当たり、社会保険労務士との間で、当該労働条件審査の受審に係る契約を締結するものとし、労働条件審査の受審に要する費用は、事業者の負担とする。

7 応募に関する留意事項

本事業における留意事項は次のとおり。

詳細は、入札説明書による。

1) 公正な応募の確保

- ① 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等抵触する行為を行ってはならない。
- ② 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について如何なる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- ③ 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。

2) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、契約を締結しないことができるものとする。

- ① 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- ② 委任状を同封していない代理人のした入札
- ③ 入札参加表明書に記載された応募グループの代表企業以外の者のした入札
- ④ 入札参加表明書その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者のした入札
- ⑤ 内訳書の提出のない入札又は内訳書に不備がある入札
- ⑥ 記名押印を欠く入札
- ⑦ 金額を訂正した入札
- ⑧ 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
- ⑨ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑩ 同一事項の入札について他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ⑪ 入札書が所定の日時までに所定の場所に到着しないもの
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

3) 入札に伴う費用の負担

入札参加者の入札に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

4) 使用言語、単位及び時刻

入札において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

5) 事業者提案書の取扱い

① 著作権等

事業者提案書の著作権は、当該書類を提出した入札参加者に帰属するものとする。

ただし、公表、展示その他市が本事業に関して必要と認める範囲において、入札参加者の同意を得て、市は、これを無償で使用するができるものとする。

また、落札者決定に至らなかった入札参加者の提案については、本事業の公表の目的以外には使用しない。ただし、市川市に提出された資料は、市川市公文書公開条例（平成9年条例第2号）に基づく公開の請求があった場合には、公開することができる。

② 特許権等

事業者提案書に記載された提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、運転管理方法等を使用した結果生じる責任は、原則として提案を行った入札参加者が負うものとする。

③ 資料の公開

市は、落札者の決定後、本件入札結果の公表の一環として、必要に応じて入札参加者から提出された事業者提案書（選定に至らなかった入札参加者からの事業者提案書を含む。）の一部を公開することができるものとする。ただし、公開に際しては、提案した入札参加者のノウハウや手法を特定することができるなど、公開されることにより提案した入札参加者の権利が著しく阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については当該入札参加者と協議して対応する。

④ その他

- ・技術提案書の作成に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- ・事業者提案書の提出期間以降における事業者提案書の差し替え及び再提出は原則として認めない。
- ・提出された技術提案書は返却しない。

6) 入札の延期等

市は、特に必要があると認めた場合、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

7) 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者となった場合において、正当な理由がなく契約を締結しないときは、市は入札価格に100分の110を乗じた金額の内訳における施設整備費の100分の5に相当する額と施設運営費の総額を20で除した額（以下「年間施設運営費」という）の100分の5に相当する額の合計額を違約金として徴収できるものとする。

(2) 契約保証金

① 施設整備期間における保証

施設整備請負契約を締結するときは入札価格に100分の110を乗じた金額の内訳における施設整備費の100分の10以上の保証を付すものとする。ただし、調査基準価格に満たない価格で申し込みをした場合は、入札価格に100分の110を乗じた金額の内訳における施設整備費の100分の30以上の額の契約保証金を納めなければならない。また、落札者が市川市財務規則第117条第2項及び第3項第1号又は第2号に該当する保証を付したときは、契約保証金の納付を免除とする。

なお、契約保証金の返還請求は施設整備期間終了後に行うこととする。

② 施設運営期間における保証

運営業務委託契約を締結するときは、年間施設運営費の100分の10以上の保証を付すものとする。ただし、調査基準価格に満たない価格で申し込みをした場合は、年間施設運営費の100分の30以上の額の契約保証金を納めなければならない。また、落札者が市川市財務規則第117条第2項及び第

3項第1号又は第2号に該当する保証を付したときは、契約保証金の納付を免除とする。
なお、契約保証金の返還請求は施設運営期間終了後に行うこととする。

8) その他

- ・落札者は、できる限り下請けを市内業者とすること。

8 開札

(1)日時(予定)

令和7年2月20日(木曜日) 14時 ※変更となる場合がある。

(2)場所

市川市役所

9 本事業の担当部局

市川市 環境部クリーンセンター建設課

郵便番号 〒272-8501

住所 千葉県市川市南八幡2丁目20番2号

電話番号・FAX 047-712-6304・047-712-6308

メールアドレス seisoshisetsukeikaku@city.ichikawa.lg.jp

市川市公式Webサイト <https://www.city.ichikawa.lg.jp/env05/index.html>